

パート ⑤



## 繰り上げ請求は 慎重に!!

### ※ 老 齢 基 礎 年 金 ※

老齢基礎年金は、65歳から受けることが原則ですが、60歳を過ぎれば、希望により繰り上げて受けることができます。

#### 〈年金を受けるために必要な期間〉

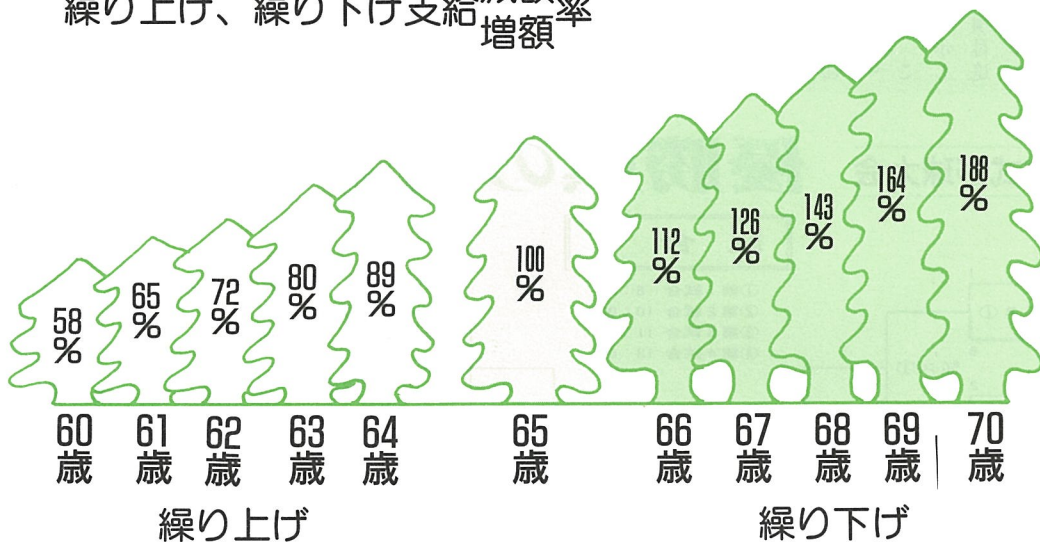
次の期間を合計して、25年以上必要です。

- 国民年金保険料を納めた期間
- 国民年金保険料の免除を受けた期間
- 昭和36年4月以前にサラリーマンの奥さんで年金に加入していなかった期間
- 厚生年金・共済組合に加入していた期間

#### 繰り上げ請求による不利な点は？

- 受け始める年齢によって、年金額が減額され、減額率は生涯変わりません。
- 65歳前に、もし障害者になっても、繰り上げ請求を受けている方は、障害基礎年金が受けられません。
- 65歳前に、もしご主人が亡くなり、寡婦年金を受けられる条件があっても、繰り上げ請求を受けている方は、受給資格がありません。

繰り上げ、繰り下げ支給率



問合せ  
住民福祉課年金係  
☎84-1211  
内線154



…… 老 齢 基 礎 年 金 の 請 求 先 は ……

- |                                   |   |                                    |
|-----------------------------------|---|------------------------------------|
| 国民年金期間だけの方                        | → | 役場                                 |
| 国民年金と厚生年金期間のある方                   | → | 佐原社会保険事務所                          |
| 国民年金と厚生年金期間のある方で<br>現在勤めている方      | → | 会社の所在地の社会保険事務所                     |
| 国民年金と共済組合期間のある方で<br>現在勤めている方      | → | 勤め先の共済組合                           |
| 国民年金と、厚生年金、共済組合期<br>間があり、現在国民年金の方 | → | 厚生年金——佐原社会保険事務所<br>共済組合——勤めていた共済組合 |